

労働災害防止対策の徹底について（要請）

十日町労働基準監督署では、平成 27 年 10 月末現在の労働災害（休業 4 日以上）が、死亡災害 1 件を含む 63 件発生しており、昨年同期に比べて + 9 件と大幅に増加したことを受けて、平成 27 年 11 月 16 日に十日町基準協会、建設業労働災害防止協会新潟県支部十日町分会、十日町地区木造家屋建築工事等労働災害防止協議会に対して、別添のとおり、労働災害防止対策の徹底について要請しました。

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、高所からの墜落災害、建設用機械による災害などで重篤な労働災害が発生しています。作業手順の順守、安全装置の確実な使用など基本的な安全ルールを今一度確認しましょう。また、降雪期を迎えますので、雪による労働災害にも気をつけてください。

十日町基署発 1116 第 1 号
平成 27 年 11 月 16 日

十日町労働基準協会長 殿

十日町労働基準監督署長

労働災害防止対策の徹底について(要請)

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、十日町労働基準監督署管内の労働災害（休業 4 日以上）は、10 月末現在で死亡災害 1 件を含む 63 件発生しており、昨年同期に比べ +9 件（+16.7%）の大幅な増加となっております。

災害発生状況を見ると、食品ロール機や包装用機械及び木材加工用機械等の動力機械に巻き込まれる災害や高所からの墜落災害、建設用機械による災害などが発生しており、多くは、労働安全衛生法が遵守されておりました。

また、今年の 2 月には、除雪作業中に雪壁が崩壊し、労働者が下敷きになった死亡労働災害が発生しており、これからの時季は、屋根除雪作業における墜落災害や路面凍結による転倒災害、交通労働災害なども含めて雪による労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、貴団体の会員に対して労働安全衛生法の遵守及び下記の事項について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 食品ロール機、攪拌機、包装用機械並びに金属加工用のプレス機、建築工事業の木材加工用機械等の動力機械については、囲い、ガード等の防護装置を設けること。
また、当該機械の掃除や点検等を行う場合は、必ず機械を停止させること。
- 2 高さ 2m 以上の高所で作業を行わせる場合は、足場を組み立てる等の方法により安全な作業床を設けること。

なお、足場の組み立て等が困難な場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を徹底すること。

- 3 建設用機械については、作業計画を作成し、必ず資格者に運転させること。
また、ドラグショベルの用途外使用や移動式クレーンの過荷重でのつり上げ等は禁止すること。
- 4 降雪期の労働災害を防止するため屋根からの落雪や倒壊しやすい雪壁の周辺には、立入禁止措置を講ずること。
また、屋根の除雪作業を行う場合は、事前に適切な墜落防止対策を計画すること（建設業以外でも自社の屋根を労働者が除雪する場合には労働安全衛生法に基づく墜落防止措置が必要です）。
さらに、路面凍結による転倒災害等を防止するため凍結防止剤の準備、危険マップの作成等を行うこと（別添リーフレット参照）。
- 5 年末年始は、繁忙期となることが多く、労働災害が多発する傾向にあることから社内パトロールや安全衛生教育の実施、4S活動の推進など安全衛生活動を計画すること。

～お知らせ～

労働災害発生状況（災害統計）や各種労働災害防止対策等は新潟労働局ホームページ、又は、新潟労働局ホームページ内の各種バナー「新潟県内の各労働基準監督署からのお知らせ」、「十日町労働基準監督署」でご覧いただくことができます。

冬季無災害運動を推進しています

実施期間：平成27年12月1日～平成28年2月29日

路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう



《携帯用かんじきの例》



《ヒートマットの設置例》

予防策!!

- ▶ 余裕をもって、急がず、短い歩幅で歩く
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～
- ▶ 足のサイズにあった滑りにくい靴の着用
水・油用の耐滑靴も、雪や氷の上では滑ることがある
- ▶ 凍結防止剤の散布、除雪・融雪の徹底
- ▶ 除雪・融雪するためのマットの敷設 など

毎年、下のような災害も発生しています

スリップによる交通事故



予防策!!

- ▶ 無理の無い走行計画を立てること
- ▶ 早めの冬用タイヤの装着
- ▶ 速度を控え、急ハンドル・急ブレーキ・急発進をしないこと
- ▶ 交通安全マップの作成 など

屋根除雪中の墜落災害



予防策!!

- ▶ 作業指揮者を選任すること
- ▶ 2人以上で作業を行うこと
- ▶ 保護帽・安全帯の着用
- ▶ 作業計画を策定すること など

除雪車・除雪機による はさまれ・巻き込まれ災害



予防策!!

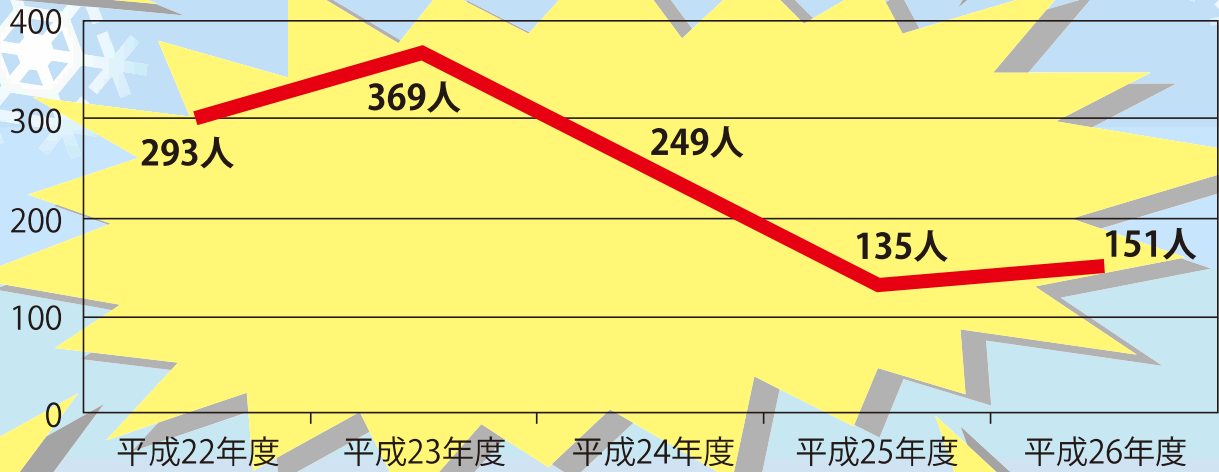
- ▶ 機械の故障・点検時にはエンジンを停止すること
- ▶ 運転時には周囲の確認を徹底すること
- ▶ 作業範囲内への立ち入り禁止を徹底すること など



新潟労働局・各労働基準監督署

雪による労働災害に注意!!

【新潟県における休業4日以上労働災害発生件数の推移】



冬の転倒災害を予防するには

転びにくい歩き方

① 小さな歩幅でゆっくり歩く

歩幅が大きいと、重心の上下移動量が大きく、かかと側から着地することにもなるため、転倒しやすくなります。

② やや前傾姿勢で足の裏全体を踏みしめて歩く

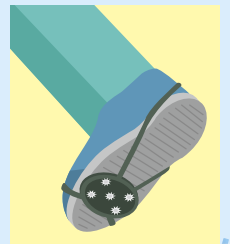
重心をやや前に置き、膝の関節を柔らかくして、土踏まずの前のあたりでぞっと着地し、足の裏全体を路面にゆっくり垂直に踏み降ろします。



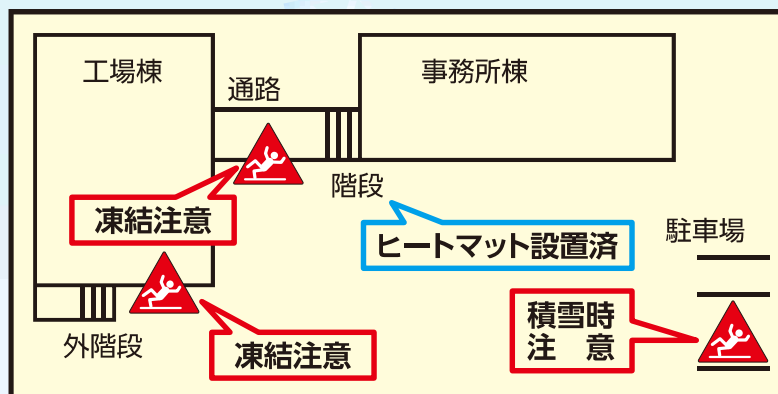
冬用の靴の選び方

靴底にも得意な路面と不得意な路面がありますので、靴を選ぶ際には、使用状況や用途を販売店に説明して適切な靴を購入してください。なお、一般的な特徴は以下のとおりです。

- ① 発泡ゴム等の柔らかいゴム製の靴底は、路面への吸着力により滑りを防止しますので、適切な溝とともに比較的多くの路面に対応します。
- ② 摩擦材入りの靴底や金属ピンのある靴底は路面を引っ掻くことで滑りを防止しますので、凍結路面や圧雪で一定の効果があります。脱着式のスパイクなども販売されていますので、使用状況に応じて使い分けてください。



危険マップを作成しましょう



〈危険マップの例〉



労働災害事例

十日町労働基準監督署

崩壊した雪壁の下敷きとなって死亡



発生状況

食品製造業の従業員が工場周辺の除雪作業を除雪機で行っていた。

工場の屋根は自然落下式となっており、前日までの降雪に加え、屋根からの落雪で工場周辺の積雪量は5mを超えていた。

被災者は、トラクター式の除雪機(乗車タイプ)を運転して工場の周辺を除雪していたが、除雪機が工場の外壁等に接触することを避けるため工場から約1m離して除雪したことから、工場の脇には、約3m50cmの積雪が雪壁のような状態で残っていた。

除雪作業を終えた被災者は、携帯電話を失くしたと同僚に伝えた後に、行方が分からなくなり、会社の関係者が付近を捜したところ、雪壁の崩壊に巻き込まれて雪に埋まり、窒息により死亡している被災者が発見された。

なお、このシーズンの積雪は、水分が多く含まれており、例年よりも重く湿った雪質であった。

対策

除雪機で除雪する場合等で建物の脇に雪壁が残るような状況であれば、当該雪壁をこまめに崩しながら除雪すること。

崩壊する恐れのある雪壁や屋根からの落雪、除雪機の投雪場所等には、立入禁止措置を講ずること。なお、立入禁止措置は注意喚起の表示だけではなく、カラーコーンやトラロープ等で明示することが望ましい。

除雪作業及びその関連作業は、単独で行わせないこと。なお、狭隘な場所で除雪機を使用する場合等で共同作業者が巻き込まれる恐れがある場合は、安全な場所から作業を監視させるなど、作業者の配置にも留意すること。